

3 情報通信基盤整備・利活用

3 情報通信基盤整備・利活用

事業名	携帯電話等エリア整備事業(H4～)		
事業内容	<p>携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できないエリアにおいて地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者等が高度化施設や基地局開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。</p> <p>1 事業主体:市町村, 無線通信事業者, インフラシェアリング事業者</p> <p>2 補助対象:(市町村)基地局施設(鉄塔, 局舎, 無線設備等), 伝送路の整備 (事業者)高度化施設(5G等の無線設備等)や基地局の開設に必要な伝送路施設整備</p> <p>3 補助率:(基地局施設整備)国1/2, 県1/5以内, 市町村3/10以上 (複数社参画の場合:国2/3, 県2/15以内, 市町村1/5以上) (離島地域の場合(複数社参画):国3/4, 県1/10, 市町村3/20) (高度化施設整備)国1/2, 事業者1/2 (複数社参画の場合:国2/3, 事業者1/3) (離島地域の場合(複数社参画):国3/4, 県1/10, 市町村3/20) (伝送路施設運用)国2/3, 事業者1/3(100世帯以上の場合は国1/2) (伝送路施設設置)国3/4, 離島市町村1/4 (財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村は国4/5, 離島以外の市町村の場合は国1/2)</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話等の無線通信が行えない状態であること。 地理的な条件不利地域であり, 事業者による整備が困難地域において, 市町村が施設を整備すること。 		
助成対象	地方公共団体, 無線通信事業者等		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課, 電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	過疎地域, 特定農山村地域, 振興山村地域, 奄美地域, 離島地域(奄美以外), 離島地域(奄美含む), 半島地域, 辺地	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	高度無線環境整備推進事業(R1～)		
事業内容	<p>5G, IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が、高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その事業費の一部を補助する。</p> <p>1 事業主体: (1) 光ファイバの整備補助について ・直接補助事業者:地方公共団体, 第3セクター, 一般社団法人等 ・間接補助事業者:電気通信事業者 (2) 離島向け維持管理補助について ・離島を有する地方公共団体(都道府県, 市町村及びそれらの連携主体)</p> <p>2 対象地域:過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地域 3 補助率: (1) 光ファイバの整備補助について ①離島:4/5(地方公共団体), 1/2(第3セクター, 電気通信事業者) ②離島以外の条件不利地域:1/2(財政力指数0.5未満の地方公共団体) 1/3(財政力指数0.5以上の地方公共団体, 第3セクター, 電気通信事業者) (2) 離島向け維持管理補助について:1/2 4 補助対象:(1)伝送路施設, (2)離島伝送用専用設備の維持管理に係る収支差額(赤字の場合のみ)</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者の局内装置から無線局エントランスまでの整備費が補助対象であり、無線局の開設を条件とする。 想定される無線局は、5G, LTE, LPWA, Wi-Fi, BWA等 		
助成対象 その他補足	地方公共団体, 第3セクター法人, 電気通信事業者等		
集落対策関連	○	所管団体	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室, 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	過疎地域, 特定農山村地域, 振興山村地域, 奄美地域, 離島地域(奄美以外), 離島地域(奄美含む), 半島地域, 辺地	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	民放ラジオ難聴解消支援事業(H17～)		
事業内容	<p>平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。</p> <p>1 支援対象:民間ラジオ放送事業者, 地方公共団体等 2 補助対象:難聴対策としての中継局整備費用 3 補助率:地理的・地形的難聴, 外国波混信 国2/3, 都市型難聴 国1/2</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること。 技術上・制度上実現可能なものであること。 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること。 		
助成対象 その他補足	地方公共団体, 民間ラジオ放送事業者等		
集落対策関連		所管団体	総務省情報流通行政局地上放送課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業(H17～)		
事業内容	<p>地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の一部を補助する。</p> <p>1 支援対象:地上基幹放送事業者, 地方公共団体等 2 補助対象:停電対策及び予備設備の整備 3 補助率:(地方公共団体等) 国1/2, (地上基幹放送事業者等) 国1/3, (受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合, 条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村) 2/3</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> 計画の実施や事業の継続について, 一定の確実性があること。 技術上・制度上実現可能なものであること。 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること。 		
助成対象	地方公共団体, 地上基幹放送事業者等		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	総務省情報流通行政局地上放送課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	放送ネットワーク整備支援事業(H29～)		
事業内容	<p>災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するため, 放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から整備費用の一部を補助する。</p> <p>1 支援対象:地方公共団体, 第三セクター, 地上基幹放送事業者等 2 補助対象:①ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等, 災害対策補完送信所等, 緊急地震速報設備等の整備費用, ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等, 条件不利地域等における自治体等による共聴施設の耐災害性強化 3 補助率:(地方公共団体等) 国 1/2 (第三セクター, 地上基幹放送事業者等) 国 1/3</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> 計画の実施や事業の継続について, 一定の確実性があること。 技術上・制度上実現可能なものであること。 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること。 		
助成対象	地方公共団体, 第三セクター, 地上基幹放送事業者等		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	総務省情報流通行政局地上放送課, 衛星・地域放送課地域放送推進室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業(H30～)		
事業内容	<p>(R5年度「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業」から名称変更)</p> <p>災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。</p> <p>1 支援対象:市町村, 第三セクター 2 補助対象:施設・設備費(局舎・センター施設, 鉄塔, 伝送路設備等) 用地取得・道路費, 企画・開発費(ソフトウェア購入費等) 辺地共聴施設のケーブルテレビエリア化のみを行う事業や辺地共聴施設の耐災害性強化に伴う経費 3 補助率:(市町村) 国 1/2, (第三セクター, 地上基幹放送事業者) 国 1/3</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村であること。 ・ 条件不利地域であること。 ・ 財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域であること。 ・ 地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画にケーブルテレビネットワークの光化等が記載されていること。 		
助成対象	地方公共団体, 第三セクター		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	総務省情報流通行政局地上放送課, 衛星・地域放送課地域放送推進室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	過疎地域, 特定農山村地域, 振興山村地域, 奄美地域, 離島地域(奄美以外), 離島地域(奄美含む), 半島地域, 辺地	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業(R4～)		
事業内容	<p>地域が抱える様々な課題(防災, 防犯, 見守り, 観光対策など)をデジタル技術やデータの活用によって解決するスマートシティを推進するため, 都市OSや都市OSに接続するサービス等の整備・改良に係る経費の一部を補助する。</p> <p>【都市OS】 スマートシティリファレンスアーキテクチャに規定される共通的な機能(相互運用性, データ流通, 拡張性等)が集約された, データ連携基盤などを含むとしサービスの導入を容易にさせるためのITシステムの総称</p> <p>1 補助対象:地方公共団体や民間事業者等 2 補助率:1/2以内(下限300万円) 3 補助対象経費:都市OSや, 都市OSに接続するサービス等の整備・改良</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「適合性」:事業の目的に適合しているか。 ・「具体性・実効性」:事業実施体制等が具体的であり, 実効性が担保できていること。 ・「継続性」:事業が実験だけで終わらず, 継続可能であるか。 ・「汎用性・発展性」:他地域での導入も可能であるか。 ・「有効性・効率性」:都市OSを効果的・効率的に活用する取組となっているか。 		
助成対象	地方公共団体や民間事業者等		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	総務省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策, ソフト対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課DX推進班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2388
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	